

南陽市キャッシュレス決済等推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

南陽市では、令和2年10月より市民課窓口における証明発行手数料等の支払いにQRコードを利用したキャッシュレス決済を導入しているが、市民の利便性の向上のため、また今般の新型コロナウイルス感染症に係る新しい生活様式において接触機会を減少させるためにキャッシュレス決済は有効な手段となることから、市民課窓口で利用できるキャッシュレス決済の種類を増やすことが急務となっている。

この度、多様な支払い方法を確立するため、キャッシュレス決済等推進業務を実施し、キャッシュレス決済代行業者を定め、キャッシュレス決済に対応したレジ及び決済端末の導入を行う。

キャッシュレス決済には多様な手段が存在するとともに、キャッシュレス決済端末によって搭載される機能が異なるため、各事業者から技術提案を求め、その内容及び業者の能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という)を選定するものである。

2 業務内容

(1) 業務名

南陽市キャッシュレス決済等推進業務

(2) 業務の目的

手数料等の支払い方法の選択肢の増加による市民の利便性の向上、接触機会の減少による感染症の感染拡大防止。

(3) 業務内容

クレジットカード、電子マネー、QRコードなどのキャッシュレス決済を可能とする端末及びそれに対応するPOSレジの導入及び導入するPOSレジ端末における集計システム構築業務。

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 施行予算額

1,265,000円(税込み)

上記金額は、必要な機器の調達及びPOSレジ端末における集計システム構築のみの費用であり、指定代理納付業務に係る費用は含まれない。

提案は上記金額を超えないものとする。提案額が予算額を超過した場合は失格とする。

4 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

なお、契約候補者等の選定は、南陽市キャッシュレス決済等推進業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会(以下「選定委員会」という)及び選定委員会事務局が行うものとする。

5 参加の条件

次の参加資格要件をすべて満たす者に限り、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 市の指名競争入札参加資格を有していること。
- (3) 市から指名停止を受けていないこと。

6 実施スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表	令和3年8月4日(水)
参加申込	令和3年8月18日(水)正午まで
質問受付期限	令和3年8月23日(月)正午まで
質問一斉回答	令和3年8月24日(火)
企画提案書等提出期限	令和3年8月27日(金)午後5時まで
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和3年9月上旬
審査結果通知	令和3年9月中旬
契約手続き	令和3年9月下旬
キャッシュレス決済開始	令和4年1月20日(木)

7 参加申込及び資格審査

参加申込及び企画提案に必要な資料は市ホームページに掲示する。直接配布は行わない。

- (1) 参加申込
 - ア 提出書類

参加申込書(様式1)・業務実績調書(様式2)・会社概要(任意) 各1部

イ 提出期間

令和3年8月4日(水)～令和3年8月18日(水) 正午必着

ウ 提出方法

郵便・電子メール又は直接持参

電子メールの場合は、代表者印を押印したものをPDF化し提出すること。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、選定委員会事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」(様式4)により令和3年8月20日(金)正午までに、参加希望者に電子メールにより通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式5)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民課に提出すること。

8 質問及び回答について

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、電子メールにより質問書(様式3)を以下に示す事務局宛に提出すること。

(2) 質問の受付期間

令和3年8月4日(水)～令和3年8月23日(月) 正午必着。

なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年8月24日(火)に、すべての提案参加希望者に電子メールにて行うものとする。

8 企画提案の方法

(1) 提出期間

令和3年8月20日(金)午後1時～令和3年8月27日(金)午後5時必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書一式

イ 見積書

(3) 提出方法及び提出部数

事務局あて持参・郵送又は電子メールにて提出

持参又は郵送の場合：正本1部 副本7部

電子メールの場合：正本をPDF化して提出

(4) 企画提案書等の作成について

参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という)は、仕様書に基づき最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画案等は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意向があるとみなす。

ア 企画提案書(任意様式 A4 サイズ縦)

- ① レジ端末及び決済端末の基本的な取扱方法と有する機能について
- ② 対応可能なキャッシュレス決済の種類及び手数料
- ③ キャッシュレス決済による売上金の入金の流れについて
- ④ 決済手数料の支払い方法
- ⑤ レジ端末及び決済端末において可能な各種集計機能および、そのデータの抽出方法
- ⑥ 運用サポートと保守の考え方について

イ 見積書(任意様式 A4 サイズ)

導入コストの他、手数料等について内訳を明記すること。

ウ 提出上の留意事項

- ① 提出書類に関する変更、差替え又は再度提出は認めない。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提出書等は契約候補者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。
- ③ 提出書類の内容について、当市から問い合わせを行う場合がある。

9 書類の提出先(事務局)

〒999-2292

山形県南陽市三間通436番地の1

南陽市役所 市民課 市民係

TEL：0238-40-8254(直通)

FAX：0238-43-7125

E-mail：shimin1@city.nanyo.yamagata.jp

10 プロポーザル

選定委員会及び選定委員会事務局においてプレゼンテーション及びヒアリ

ングを実施する。

(1) 開催日時

9月上旬を予定。参加者には後日通知する。

なお、プレゼンテーションの順は企画提案書等の受付順とする。

(2) 内容

プレゼンテーションの時間は30分程度(質疑含む)とする。当市に提出した企画提案書等を使用して説明すること。

(3) 出席者

参加者の出席者は4名以内とし、その内1名は受託した場合の窓口となる担当者とする。

(4) その他

プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは当市が準備する。

1.1 候補者の決定

審査方法は次に示すとおりとする

(1) 審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの結果を、別紙で示す採点基準に基づいて選定委員会及び選定委員会事務局が総合的に審査し、契約候補者を選定する。

なお、合計点が同じ場合は出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については郵送にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切応じない。

1.2 契約等

(1) 契約候補者選定後の契約手続き

ア 企画提案書等の内容について、市と契約候補者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、南陽市財務規則に定める随意契約の手続きに基づき、再度見積書(企画提案書等の提出時の見積書とは別に)を徴収したうえで、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(見積額)を越えないこととする。ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

ウ 上記により契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議

を行うものとする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当するものは、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ その他、本要領の内容に違反する場合

(3) その他

- ア 参加者が全くいないなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- イ 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ウ 提出期限までに参加申込書の提出がなかった場合は、企画提案書等を提出することができない。
- エ 提出書類は返却しない。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。